

社会福祉法人千歳福祉会 特別養護老人ホーム暢寿園運営規程

(施設の目的)

第1条 特別養護老人ホーム暢寿園は、介護保険法第86条に基づいて指定された介護老人福祉施設（以下「当指定介護老人福祉施設」という。）であることから、同法目的に沿った施設サービス計画に基づき、入所者が可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会通念上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って必要なサービスの提供に努める。

2 当指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 当指定介護老人福祉施設の事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム暢寿園
- (2) 所在地 千歳市富丘2丁目7番5号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当指定介護老人福祉施設に勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名
施設長は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、従業者に必要な指揮命令を行う。
- (2) 事務員 1名
事務員は、施設の管理、庶務会計、物品の管理、予算決算、財務管理、給与人事管理を行う。
- (3) 生活相談員 2名（常勤1名 兼務1名）
生活相談員は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (4) 介護職員 38名
介護職員は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって必要な援助を行う。
- (5) 医師 1名、看護職員 5名
医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。

- (6) 機能訓練指導員 1名 (看護職員兼務)
入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
 - (7) 介護支援専門員 2名 (常勤1名 兼務1名)
介護支援専門員は、利用者の施設利用等支援の提供に係る計画作成等を行う。
 - (8) 栄養士又は管理栄養士 1名
栄養士は、入所者の栄養、心身の状態及び嗜好を考慮し、給食委託業者を指導、監督し、適切な食事の提供に努める。
 - (9) 夜間勤務員 4名
夜間、昼間における施設の防災上の管理、面会者の対応等施設の警備に努める。
(員数は正職員、嘱託職員等の合計)
- 2 施設長は、前項の規程にかかわらず、職員をしてその分掌する以外の事務について、その緩急繁閑に応じて互いに協力させることができる。

(入所定員)

第5条 当指定介護老人福祉施設の定員は100名、短期入所生活介護の定員は13名とする。

(入所者に対するサービスの内容及び利用料、その他の費用、減免措置)

第6条 入所者に対し、入浴、排せつ、離床、着替え、整容、食事の介助、食事の提供、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、機能訓練、健康管理、栄養管理、口腔衛生の管理等についてサービスを提供し、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。
 - (1) 居住費は、1日915円とする。ただし、別紙のとおりとする。
 - (2) 食費は、1日1,445円とする。ただし、別紙のとおりとする。
 - (3) 外食など利用者が選定する特別な食事、理美容代、その他法定代理受領サービス以外の費用は、実費とする。
 - (4) 前各号の掲げるものの他、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用は、実費とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明を行い、その同意を得なければならない。
- 4 居住費については、関係法令及び通達に定められた特定基準額をもとに決定したが、その基準額が変更される等の事情により居住費を変更することがある。その場合も前項と同様の手続きをとらなければならない。
- 5 低所得者等に対する減免措置については関係法令及び通達に従うものとし、法人独自の減免措置については、関係法令及び通達の範囲内で理事会において別途定めるものとする。旧措置入所者の取扱いについても同様とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 入所者は、相互の親睦に努めるとともに、次の各号に掲げる事項を守らなければならない

ない。

- (1) 火気の取り扱いに注意し、指定された場所以外での喫煙をしないこと。
- (2) けんか、口論、でい酔、とばく等、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (3) 医師の行為を拒否し、又は職員の指示に反した行為をしないこと。
- (4) その他、施設の管理運営に支障をきたすような行為をしないこと。

(非常災害対策)

第8条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第9条 当指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備若しくは飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。更に、施設において感染症が発生し又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- (5) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(協力病院)

第10条 当指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院及び、協力歯科医療機関を定めるものとする。

2 職員は利用者に緊急事態が生じたときは、直ちに管理者に報告するとともに、主治医或いは協力医療機関に連絡し、医師の指示に従う。なお、その間必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

(掲示)

第11条 当指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従事者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第12条 当指定介護老人福祉施設の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当指定介護老人福祉施設の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

3 当指定介護老人福祉施設が居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供す

る際には、あらかじめ文書等により入所者の同意を得ておくこととする。

(広告)

第13条 当指定介護老人福祉施設についての広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものにしない。

(利益供与及び利益収受の禁止)

第14条 当指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。又、居宅介護支援事業者又はその従事者から、当指定介護老人福祉施設から脱所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理等)

第15条 当指定介護老人福祉施設は、第6条に基づいて提供したサービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

2 当指定介護老人福祉施設は、第6条に基づいて提供したサービスに関し、法第23条の規定に基づいて市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め、又は、当該市町村の職員から質問若しくは紹介があった場合は、これに応ずるとともに、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

3 当指定介護老人福祉施設は、第6条に基づいて提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会（国保連）が行う法第176条第1項第2号の規定に基づく調査に協力するとともに、国保連から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(地域との連携等)

第16条 当指定介護老人福祉施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めることとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 当指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、入所者の家族や市町村に連絡を行うこととする。

2 当指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

3 事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(虐待防止に関する事項)

第18条 当指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(身体拘束)

第19条 当指定介護老人福祉施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 当指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(業務継続計画の策定等)

第20条 当指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(会計の区分)

第21条 当指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第22条 当指定介護老人福祉施設は、従事者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。又、入所者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存することとする。

(その他運営に関する留意事項)

第23条 当指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成16年8月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 4 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成26年6月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成28年11月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成30年10月5日から施行する。
- 9 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 10 この規程は、令和3年8月1日から施行する。
- 11 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 12 この規程は、令和6年8月1日から施行する。

別 紙

(単位：円／日)

利用者負担段階	居 住 費	食 費
第 1 段 階	0	3 0 0
第 2 段 階	4 3 0	3 9 0
第 3 段 階 ①	4 3 0	6 5 0
第 3 段 階 ②	4 3 0	1, 3 6 0
第 4 段 階	9 1 5	1, 4 4 5